

議案第 1 号

令和 3 年度末及び令和 4 年度野田市立小中学校職員人事異動方針
について

令和 3 年度末及び令和 4 年度野田市立小中学校職員人事異動方針を次のように定める。

令和 3 年 1 月 22 日提出

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

令和3年度末及び令和4年度野田市立小中学校職員人事異動方針

野田市教育委員会

令和3年度末及び令和4年度における本市小・中学校職員人事異動は、千葉県教育委員会の定める公立学校職員人事異動方針及び東葛飾教育事務所人事異動推進方策を基本とする。

職員の資質向上を図るために若年層での他市経験を積極的に進め、全市的な立場で職員の重点強化等、教育現場の人的条件の一層の整備に努める。

本市学校教育の一層の振興を図り、市民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりの推進に資するよう、次の点に重点を置く。

- 1 各学校において、教育効果が高まり、調和的かつ効率的な学校運営が行われるよう、適材適所の人事を推進し、職員構成の適正化に努める。
- 2 「千葉県・千葉市教員等育成指標」を踏まえ、本市教育の進展に資する人材の育成を意図した人事を推進する。
- 3 地域間及び学校間の職員の過不足を調整し、学校種、課程の特性に即応する教育体制を強化するため、全県的な視野に立って、広域にわたる計画的な人事を積極的に推進する。
- 4 組織的・機能的な体制づくりを推進し、学校運営の充実・適正化を図るため、管理と指導に優れた適任者の管理職等への登用及び配置に努める。
- 5 障がいのある職員については、障がいの特性に十分に配慮しながら積極的な配置に努める。

提案理由

千葉県教育委員会の定める公立学校職員人事異動方針及び東葛飾教育事務所人事異動推進方策に基づき、令和3年度末及び令和4年度の適正な人事を行うため、人事異動方針を定めようとするものである。

令和3年度末及び令和4年度野田市立小中学校職員人事異動の留意点

野田市教育委員会

本市学校職員の人事異動にあたっては、千葉県教育委員会の定める公立学校職員人事異動方針、同実施細目と東葛飾教育事務所人事異動推進方策に基づき、本市学校教育の一層の振興を図り、学校の人的教育条件が更に整備、充実するよう特に下記の点に留意しながら事務を行うものとする。

記

1 人事異動にあたっては、全市的立場に立って行う。地域に学び地域で育てることを基本姿勢とし、心身ともに優れた人材の確保、職員の資質向上、広い経験を積み、広い視野を持った人材の育成を図るとともに、教育効果を一層高め、住民の期待に応え信頼される学校づくり、開かれた学校・特色ある学校づくりを目指し、適材適所に配置するよう努める。そのために、校長－本市教育委員会－東葛飾教育事務所という道筋によって行うものとする。

また、本人の異動希望については、基本的には尊重するが、本市全体の教育の充実の立場において協力を得るように努める。さらに、職員の資質向上を図るために若年層での計画交流も含めた市間交流を積極的に行う。

2 管理職については、女性管理職の積極的な登用を含め、大幅交代期を踏まえ、学校種別に応じ、複雑化・多様化する学校運営に対して、適切で円滑な運営が行われるように特に責任感と管理指導能力、識見、勤務実績等を考慮し、適正な配置及び登用に努める。さらに、計画的な育成を図る。

3 職員の資質向上を図るために、同一市に10年以上勤務する者については、学校や地域の実情等を踏まえ、他の市町村へ配置換えを積極的に推進する。

また、学校組織の活性化を図るため、同一校に7年以上勤務する者及び新規採用から同一校5年以上勤務する者については、積極的に配置換えを行う。

- 4 特別支援教育の振興を図るため、意欲あふれる学級担任の確保及び適正配置を図る。そのために、特別支援学校等との人事交流をこれまで以上に推進する。
- 5 新規採用職員の配置については、学校職員の年齢構成、担当教科等に配慮するとともに、各学校で、人材育成のための組織的支援が図られるよう、計画的に行う。
- 6 再任用職員の配置については、学校及び地域の実情等を踏まえて、勤務態様、担当教科等に配慮し、計画的に行う。